

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〽三十六の六（略）</p> <p>三十六の七（シクロプロピルスルフォニル）「（二R・三a R・一〇Z・一一aS・一二aR・一四aR）―ニ―」（七―メトキシ―八―メチル―ニ―「四―（二―メチルエチル）―一・三―チアゾール―ニ―yl」キノリン―四―イル）オキシ）―五―メチル―四・一四―ジオキソ―一・二・三・三a・四・五・六・七・八・九・一一a・一二・一二a・一三</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〽三十六の六（略）</p> <p>（新設）</p>

・一四・一四 a—ヘキサデカヒドロシクロペンタ「c」シク
ロプロパ「g」 「一・六」ジアザシクロテトラデシン—一二
a—カルボニル」アザニド（別名シメプレビル）、その塩類
及びそれらの製剤

三十六の八〜三十六の三十七 (略)

三十七〜百三十六 (略)

三十六の七〜三十六の三十六 (略)

三十七〜百三十六 (略)